

パスコグループ お取引先CSR推進ガイドライン

第1版

株式会社パスコ
2024年4月

企業活動のグローバル化やIT化の進行など、企業を取り巻く環境が多様化し、かつ変化が急速に進む中であって、法令遵守などの責任はもとより、企業が社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献する、すなわち「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)」に積極的に取り組んでいくことが期待されています。

近年では、お取引先も含めたサプライチェーン全体で組織統治、公正な事業慣行、人権・労働慣行、消費者課題、環境などの社会課題に取り組む必要があると考えられています。

パスコ(以下、当社)では

- ① 空間情報事業を通じて、安心して豊かな社会システムの構築に貢献する
- ② 社会的に公正であることを判断基準として、法令遵守、社会倫理を尊重し、常に正しさを追求する
- ③ お客様の信頼を誇りに、最高レベルの空間情報を提供する

という経営理念のもと、お取引先の皆様とともにCSRの取り組みを推進するために、当社の方針や考えを記述した「パスコグループお取引先CSR推進ガイドライン」を策定いたしました。

重要なビジネスパートナーであるお取引先の皆様と、本ガイドラインを通じて共通認識を持ち、社会から信頼される企業としてともに成長し続けていきたいと考えておりますので、ご一読いただき、取り組みを推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ 本ガイドラインは、各業種共通のものとして策定しておりますので、該当しない箇所についての取り組みはご不要です。

※ 皆様のお取引先(国内外)へもCSRの推進をご要望ください。

本ガイドラインの構成

◎お取引先CSR推進ガイドライン

1. 組織統治、公正な事業慣行
2. 人権・労働慣行
3. 消費者課題
4. 環境

◎参考資料

世界人権宣言

◎お取引先CSR 推進ガイドライン

本ガイドラインは、CSRの観点から、お取引先の皆様に取り組んでいただきたい事項を示しています。

1. 組織統治、公正な事業慣行

各国・各地域の関係法令およびその精神をも遵守し、社会的倫理や良識に従った企業活動とリスク管理を行うようお願いします。

(1) 法令およびその精神の遵守

- 各国・各地域の法令およびその精神をも遵守し、適正な企業活動を行う。
- コンプライアンス徹底のために、方針・体制・行動指針・教育・通報制度などを整備する。

(2) 輸出入取引管理

- 条約・協定などの国際ルールや各国・各地域の法令を遵守し、適切な手続き・管理を行う。

(3) 腐敗防止

- 政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努め、政治献金・寄付などは各国・地域の関係法令に基づき実施し、違法な政治献金や賄賂の提供にあたる行為は行わない。
- 不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的とする接待・贈答・金銭の授受・供与を行わない。

(4) 競争ルールの遵守・公正取引

- 独占禁止法をはじめ、各国・地域の競争関係法令を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などを行わない。
- 下請法、下請中小企業振興法等の関連法令を遵守し、価格決定方法、手形などの支払条件、知的財産・ノウハウ等の観点で、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組む。

(5) 知的財産権の保護

- 特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・営業秘密などの他者の知的財産権を尊重し、不正入手・使用、権利侵害を行わない。
- 自社の知的財産が他者によって不正に使用されないよう、適切に管理・保全する。

(6) 反社会的勢力との関係遮断

- 暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶する。

(7) インサイダー取引の禁止

- 未公表の重要な内部情報に基づき、自社や取引先の株式売買などを行う「インサイダー取引」や、「インサイダー取引と疑われかねない行為」は行わない。また、家族を含む第三者にもこれらの情報を一切漏らさない。

(8) 情報セキュリティ・個人情報保護

- 情報を正確かつ完全な状態に保つための適切な保護対策を講じ、機密情報の漏えい・改ざん・破壊が発生しないよう、適切に管理する。
- 機密情報の適切な管理・保護・開示範囲および取扱方法を明確化し、自社および他者に被害を与えないように管理する。
- お客様・取引先・従業員などのプライバシーと個人情報の重要性をよく認識し、個人情報の紛失・漏えいなどが発生しないよう、適切に管理する。

(9) 危機管理

- 災害や事故など不測の事態に備え、BCP(事業継続計画)を策定するなどのリスク管理を行い、経営の安定と製品・サービスの安定供給に努める。

(10) 情報開示

- 法令などで公開を義務付けられているもののほか、取引先に影響を与えるリスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反の発覚等)や財務状況・業績・事業方針の変更などの情報は、適宜・適切に開示し、相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

(11) 不正行為の未然防止と早期発見

- 不正行為を予防するための教育・啓発・風通しの良い組織風土の醸成に努める。
- 不正行為を早期に発見し、対応するための通報窓口設置などに努めるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底し、通報したことを理由に不利益な扱いは一切行わない。

2. 人権・労働慣行

すべての人の尊厳と権利を尊重し、安全で健康的な職場環境の維持、向上に努めるようお願いします。

(1) 人権尊重、差別の禁止

- 「世界人権宣言※」を支持し、すべての人の人権を尊重する。

※世界人権宣言：本ガイドライン巻末の参考資料参照

- 人種・民族・国籍・社会的出身・宗教・性別など、いかなる事由による差別も人権侵害も行わず、人権侵害への加担あるいは黙認も行わない。

(2) 労働条件(賃金、労働時間、休憩休息)

- 賃金(最低賃金・超過勤務手当・賃金控除・出来高賃金・その他給付等)、労働時間、休日・年次有給休暇などの労働条件について、各国・地域の法令を遵守する。

(3) 従業員の団結権・団体交渉権

- 労働条件に関する労使間協議の手段としての従業員の団結権および団体交渉権を、各国・地域の法令に基づいて認め、従業員の代表もしくは従業員との誠実な対話・協議に努める。

(4) ハラスメントの禁止

- セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)・パワーハラスメント(暴言・罵声による嫌がらせや威圧的行為)・虐待・体罰など、あらゆる形態のハラスメントを禁止する。
- 従業員が報復・脅迫・嫌がらせを恐れずにハラスメントの事例を報告・相談できるような措置を講じる。

(5) 安全衛生・健康管理

- 従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害・健康障害の未然防止に努める。

(6) 児童労働の禁止

- 各国・地域の法令による就労可能年齢またはILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢※に達しない児童の労働は認めない。

※最低就業年齢:

	先進国	開発途上国
通常の労働	15歳(但し、義務教育終了後)	14歳
軽易な労働 ※1	13歳	12歳
危険な労働 ※2	18歳	18歳

※1: 非工業的業種における健康および福祉に有害でなく、かつ、軽易な労働で、行政官庁の許可等一定の条件を満たす場合に限る

※2: 健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業

(7) 強制労働の禁止

- すべての従業員をその自由意思において雇用し、暴行・脅迫・監禁その他精神又は身体の不自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思によらない強制的な労働を行わせない。

(8) 紛争鉱物への対応

- 紛争鉱物※については、サプライチェーンの調査を行うなど、使用回避に向けた取り組みに努める。

※紛争鉱物: 紛争地域で産出され、武装勢力の資金源や紛争地域での掠奪・暴力などの人権侵害に密接に関連している鉱物の総称。特に、コンゴおよびコンゴに接する国々で採掘される、スズ・タンタル・タングステン・金の4種の鉱物を指す。

3. 消費者課題

- (1) 優れた品質の確保
 - 高い品質を確保するための仕組みを構築・運用するとともに、継続的改善に努める。
- (2) 安全性の確保
 - 製品安全性の確保を追求するとともに、万一、安全上の問題がありうると判明した時は、迅速に取引先に報告し、問題の解決と拡大防止を行う。
- (3) 適正表記・適切な情報提供
 - 製品の表示にあたっては、性能・品質・価格を誤認させるような表現や表示は避け、適切な情報を正しく提供する。

4. 環境

持続的な発展が可能な社会の実現をめざし、地球環境の保全に努めるようお願いします。

- (1) 環境保全活動の推進
 - 事業活動のあらゆる段階(サプライチェーン)において、地球温暖化防止、資源の有効利用、生物多様性保全など、地球環境保全に資する行動を実践する。
- (2) 環境マネジメント
 - 大気・水・土壌などの汚染防止、化学物質管理、廃棄物の適正処理・リサイクルなどにおいて、各国・地域の環境関連の法令、規則及び各種協定を遵守する。
 - エネルギー使用・温室効果ガス排出・水利用などに関する環境保全活動目標や自主規制の制定、全社的な管理の仕組みの構築などを行い、環境保全に継続的に取り組む。

◎参考資料

世界人権宣言

(1948年12月に第3回国連総会にて採択。人権および自由を尊重し確保するための「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」の宣言)

＜抜粋＞

- 第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である
- 第2条 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれにするいかなる事由による差別をも受けることなく、すべての権利と自由とを享有することができる
- 第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する
- 第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない
- 第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する
- 第16条 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する
- 第17条 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する
- 第18条 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する
- 第19条 すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する
- 第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する
- 第21条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する
- 第22条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有する
- 第23条 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する
- 第24条 すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する
- 第26条 すべての人は、教育を受ける権利を有する
- 第27条 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する

お問い合わせ先：株式会社パスコ 経営戦略本部
サステナビリティ推進室
サステナビリティ推進窓口 <sustainability@pasco.co.jp>